

ルネサス R-Car コンソーシアム参加契約

[] (以下「パートナー」という。) およびルネサスエレクトロニクス株式会社 (以下「ルネサス」という。) とは、パートナーがルネサス R-Car コンソーシアムに参加するにあたり、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1章 総 則

第1条 (定義)

本契約で使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「関係会社」とは、パートナーまたはルネサスについて、①これらの当事者を支配し、もしくはこれらの当事者と共通の支配下にある法人のうち、別紙に記載する法人、または②これらの当事者によって支配される法人をいう。本条に定める「支配」とは、法人の総株主・出資者の議決権の過半数を直接または間接に保有することをいう。
- (2) 「本コンソーシアム」とは、ルネサスが運営する「ルネサス R-Car コンソーシアム」をいう。
- (3) 「保有技術」とは、パートナー保有技術またはルネサス保有技術をいう。
- (4) 「パートナー保有技術」とは、パートナーが保有する、[] に関する開発環境技術、製品情報、販促情報、その他情報および/または技術をいう。
- (5) 「ルネサス保有技術」とは、ルネサスが保有するルネサス製の車載インフォテインメント (IVI) システム、Connected Car システム、コミュニケーション・ゲートウェイシステム、先進運転支援 (ADAS) システム、自動運転システム向け半導体製品 (R-Car シリーズを含むが、これに限らない。以下同じ。) に関する開発環境技術、製品情報、販促情報、その他情報および/または技術をいう。
- (6) 「本目的」とは、第2条第1項に定める意味を有する。
- (7) 「本協力」とは、第2条第1項に定める意味を有する。
- (8) 「委託先」とは、パートナーまたはルネサスが事前に相手方の承諾を得た上で本協力に係る作業を委託する第三者であって、事前にその旨を相手方に通知した者をいう。
- (9) 「各種提供物」とは、パートナー保有技術またはルネサス保有技術に関し、本契約に基づき相手方に提供される提供物を総称していう。なお、パートナーがルネサスに提供する各種提供物を「パートナー各種提供物」、ルネサスがパートナーに提供する各種提供物を「ルネサス各種提供物」という。
- (10) 「デモ機」とは、本契約に基づきパートナーがルネサスの半導体製品を搭載したリファレンスボードにパートナー保有技術を移植して作成したデモ機をいう。
- (11) 「ルネサスウェブサイト」とは、ルネサスが運営する本コンソーシアムに関するウェブサイトをいう。
- (12) 「パートナーウェブサイト」とは、パートナーが運営するウェブサイトをいう。
- (13) 「ルネサスロゴ」とは、ルネサスの商号ならびにルネサスが保有するルネサス製の車

- 載システム向け半導体製品および本コンソーシアムに関する商標・ロゴマークをいう。
- (14) 「パートナーロゴ」とは、パートナーの商号およびパートナーが保有する商標・ロゴマークをいう。

第2条（目的）

パートナーおよびルネサスは、本契約に定める条件に従い、自己の保有技術の本コンソーシアムに持ち寄り、デモ機の作成、製品仕様の検討等を通じて、互いの保有技術を活用した両社製品のシステムソリューション構築の技術的可能性を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、本契約に定める各種協力を行う（以下「本協力」という。）。

2. 本協力の結果、パートナーまたはルネサスが相手方の保有技術について、本目的以外に更なる評価、開発、ライセンス等の取引を希望する場合、パートナーおよびルネサスは、その条件につき別途協議を行うものとする。
3. パートナーおよびルネサスは、本協力の遂行のために合理的に必要な範囲において、自己の関係会社および委託先に本契約に基づき付与された権利を行使させることができる。この場合、パートナーおよびルネサスは、当該権利を行使させる関係会社および委託先に対し、本契約に基づき自己が課された義務と同等以上の義務を課し、かつこれを遵守させるものとする。

第2章 ルネサスの協力

第3条（ルネサスの協力）

ルネサスは、本目的を遂行するために必要な範囲で、パートナーに対して、次の各号に定める非独占的かつ譲渡不能な権利（ただし、本契約に明記する場合を除き、第三者に再許諾する権利を含まない。）を許諾する。

- (1) ルネサスが別途パートナーに付与するユーザーIDおよびパスワードを用いてルネサスウェブサイトへアクセスすること。
 - (2) パートナーウェブサイトにおいて、ルネサスウェブサイトへのリンクを設定すること。
 - (3) ルネサス各種提供物を使用すること。
 - (4) ルネサス各種提供物を使用してデモ機を作成し、事前にルネサスの同意を得たうえ、デモ機を第三者に開示すること。
 - (5) ルネサスに事前に通知の上、パートナーウェブサイト、パートナーの製品資料またはパートナーが参加する展示会において、ルネサスロゴを使用すること。
 - (6) 本コンソーシアムの会員向けにルネサスが開催する各種展示会または講習会に参加すること。
 - (7) 前各号に定める他、本コンソーシアムに関し、ルネサスが別途定める事項
2. 前項に定める他、ルネサスは、本目的を遂行するために必要な範囲で、パートナーに対して、次の各号に定めるサポートを行う。
- (1) パートナーからルネサス各種提供物に関する問い合わせを受けた場合、ルネサスがその

裁量により必要と判断した内容について、パートナーに回答すること。なお、当該問い合わせへの対応は、ルネサスの所定の休日を除く平日の午前9時から午後5時までの時間内に、電子メールまたは電話の方法により行うものとする。

- (2) ルネサスが自らの裁量によりルネサス各種提供物を改訂し、必要と判断した場合、ルネサスが適切と認める方法により、当該改訂版ルネサス各種提供物をパートナーに提供すること。この場合、当該改訂版ルネサス各種提供物は、本契約におけるルネサス各種提供物とみなされ、本契約に定める条件が適用されるものとする。
3. パートナーは、前各項に定める権利を行使し、またはサポートを利用するにあたっては、本契約に定める条件に従う他、ルネサスが別途個別に定める条件に同意し、かかる条件に従うものとする。
4. ルネサスは、本契約において明示的に許諾されているものを除き、パートナーに対し何らの権利の許諾またはサポートの提供を行うものではなく、また、本契約に基づきルネサス各種提供物およびルネサスロゴに関する知的財産権をパートナーに移転するものではない。

第4条（禁止行為）

パートナーは、ルネサス各種提供物およびルネサスロゴに関し、次の各号に定める行為を行わないものとする。

- (1) ルネサス各種提供物に付されているルネサスおよび第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去または変更すること。
- (2) ルネサス各種提供物およびルネサスロゴを改変、改造、リバースエンジニアリングその他それに類する解析を行うこと。
- (3) 本契約で明示的に許諾されている場合を除き、ルネサス各種提供物およびルネサスロゴを使用、複製、改変、頒布し、または第三者に貸与、譲渡または再許諾すること。

第3章 パートナーの協力

第5条（パートナーの協力）

パートナーは、本目的を遂行するために必要な範囲で、ルネサスに対し、次の各号に定める非独占的かつ譲渡不能な権利（ただし、本契約に明記する場合を除き、第三者に再許諾する権利を含まない。）を許諾する。

- (1) ルネサスウェブサイトにおいて、パートナーウェブサイトへのリンクを設定すること。
- (2) パートナーと本協力を行っている事実およびその内容を第三者に開示し、または公表すること。ただし、第8条に基づき秘密保持義務の対象となるパートナーの秘密情報を除く。
- (3) パートナー各種提供物を使用すること。
- (4) 事前にパートナーの同意を得たうえ、第三者にデモ機を開示すること。
- (5) 別途パートナーの定める条件に従い、ルネサスウェブサイト、ルネサスの製品資料またはルネサスが参加する展示会または講習会において、パートナーロゴを使用すること。

2. 前項に定める他、パートナーは、本目的を遂行するために必要な範囲で、ルネサスに対し、次の各号に定める協力を行う。
 - (1) ルネサスから要請を受けた場合、本協力における自己の進捗状況を速やかにルネサスに報告すること。
 - (2) ルネサスからデモ機に関する問い合わせを受けた場合、速やかにルネサスにこれに回答すること。
 - (3) デモ機を作成した場合、当該デモ機をルネサスに提供すること。
 - (4) ルネサスから要請を受けた場合、パートナーが作成したデモ機に係るマニュアル類をルネサスに提供すること。
3. パートナーは、本契約において明示的に許諾されているものを除き、ルネサスに対し何らの権利の許諾またはサポートの提供を行うものではなく、また、本契約に基づきパートナー各種提供物およびパートナーロゴに関する知的財産権をルネサスに移転するものではない。

第4章 その他

第6条（費用負担）

パートナーおよびルネサスは、本契約に基づきそれぞれが担当する本協力を無償で実施する。ただし、別途必要に応じてルネサスまたはパートナーが指定するもの（デモ機の販売、各種展示会のテーブルチャージを含むが、それらに限られない。）については、これを有償とする。

第7条（無保証）

パートナーおよびルネサスは、相手方に対して本契約に基づく自己の保有技術、各種提供物、デモ機およびサポートを現状有姿の状態を提供するものとし、明示または黙示を問わず、当該保有技術、各種提供物、デモ機およびサポートならびにそれらの使用に関し、その正確性、完全性、特定目的への適合性に関する保証、品質および性能の保証ならびに第三者の保有する特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産権の非侵害の保証を含む一切の保証をしない。

2. パートナーおよびルネサスは、相手方による自己の保有技術、各種提供物、デモ機およびサポートの使用に起因して生じ得る紛争および損害に対する賠償責任につき、いかなる責任も負わないものとする。
3. パートナーおよびルネサスは、いかなる場合（第8条に基づく秘密保持義務違反による場合を除く。）も、相手方の逸失利益、特別な事情から生じた損害および間接的に生じた損害（当事者の予見の有無を問わない。）について、何らの責任を負わないものとする。

第8条（秘密保持）

パートナーおよびルネサスは、本契約有効期間中のみならず、その終了後3年間、相手方が秘密指定をした上で開示した情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方による事前の

書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩せず、かつ本契約の目的以外のために秘密情報を使用してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、相手方の秘密情報として取り扱わない。

- (1) 開示のとき自己が既に保有しまたは既に公知であった情報
- (2) 開示後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 自己が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (4) 自己が独自に開発した情報

3. 第1項の規定にかかわらず、パートナーおよびルネサスは、第2条第3項に基づき自己の関係会社、および委託先に対し、本契約に基づき付与された権利を行使させるために合理的に必要な範囲内で、相手方から開示を受けた秘密情報を開示することができる。

4. 第1項の規定にかかわらず、パートナーおよびルネサスは、裁判所や行政機関の命令など法令に基づき相手方の秘密情報を開示する義務のある場合には、当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、その場合、パートナーおよびルネサスは、相手方に直ちにその旨を書面にて通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく相手方に協力するものとする。

第9条（反社会的勢力の排除）

パートナーまたはルネサスが個人であると団体であることを問わず、次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) パートナーまたはルネサスが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）である場合。
- (2) パートナーまたはルネサスの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合。
- (3) パートナーもしくはルネサス、またはパートナーもしくはルネサスの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。
- (4) パートナーもしくはルネサス、またはパートナーもしくはルネサスの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が威迫的犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された場合、またはかかる行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者とかかわり、つながりのある者である場合。
- (5) パートナーまたはルネサスが本契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
- (6) パートナーまたはルネサスが自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
- (7) パートナーまたはルネサスが自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
- (8) パートナーまたはルネサスが自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、またはそのおそれのある行為をした場合。

- (9) パートナーまたはルネサスが自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、またはそのおそれのある行為をした場合。
2. 前項の規定に基づき本契約が解除された場合、当該解除を行った当事者は、相手方に損害が生じてもこれを一切賠償しない。

第 10 条（有効期間）

本契約の有効期間は、[]年[]月[]日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までにパートナーまたはルネサスから本契約の終了に関する何らの意思表示もなされない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

第 11 条（任意解約）

パートナーおよびルネサスは、本契約の有効期間中であっても、相手方に対する30日前の通知をもって、任意に本契約を解約させることができるものとする。

第 12 条（解除）

パートナーまたはルネサスは、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を必要とすることなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項の一に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通知を受領後30日以内にこれを是正しない場合。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされた場合。
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合。
- (4) 事業の廃止または解散の決議をした場合。

第 13 条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、パートナーおよびルネサスは、本契約に基づき相手方から開示または提供された各種提供物、保有技術、デモ機および秘密情報の使用を直ちに中止し、速やかに相手方の指示に従い、これらの物およびそのすべての複製物を相手方に返却するか、または廃棄のうえ、その確証を相手方に提出する。

2. 期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合においても、第6条乃至第8条、第9条第2項および本条乃至第17条の規定は、なお有効に存続する。

第 14 条（通知先）

本契約に関するパートナーおよびルネサス各々の通知先は、次のとおりとする。ただし、パートナーおよびルネサスは、相手方に書面で通知することにより、随時通知先を変更することができる。

パートナー：(住所)
(会社名)
(部門名・役職)
(氏名)
(メールアドレス)
(電話番号)

ルネサス：東京都江東区豊洲三丁目2番24号
ルネサスエレクトロニクス株式会社
R-Car コンソーシアム事務局
(メールアドレス) info-r-car@lm.renesas.com
(電話番号) 03-6773-3139

第15条（輸出管理）

パートナーおよびルネサスは、本契約に関連して相手方から開示または提供された各種提供物、保有技術、秘密情報、デモ機、製品、ソフトウェア、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは使用等の目的、軍用途の目的その他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または使用許諾し、また、そのような目的に自ら使用し、第三者に使用させないものとする。

2. パートナーおよびルネサスは、本契約に関連して相手方から開示または提供された各種提供物、保有技術、秘密情報、デモ機、製品、ソフトウェア、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または使用許諾等する際は、外国為替及び外国貿易法ならびにその関連法規、適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。

第16条（権利義務の譲渡の禁止）

パートナーおよびルネサスは、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約上の地位およびそれに基づき生じた権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させないものとする。

第17条（裁判管轄）

本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとする。

第18条（協議）

パートナーおよびルネサスは、本契約に定めのない事項または本契約の各条項で解釈に疑義の生じた事項について、その都度誠意をもって協議のうえこれを解決するように努める。

甲および乙は、DocuSign の電子署名（以下「電子署名」という。）を使用して本契約を締結することに同意する。電子署名によりなされた署名は、記名・押印（または署名・捺印）と同じ効力を持つものとし、甲および乙は、本契約が電子的な形式であること、または本契約の合意形成に電子署名が使用されたという理由をもって本契約の法的効力または法的強制力を否定しないことに同意する。

(住所)

パートナー：(会社名)

(部門名)

(役職・氏名)

署名日：

東京都江東区豊洲三丁目2番24号

ルネサス：ルネサスエレクトロニクス株式会社

オートモーティブソリューション事業本部

車載デジタルマーケティング統括部統括部長

布施 武司

署名日：

第1条第1号①に定める関係会社一覧

No.	会社名	住所
1		
2		
3		